8-5-91

売春防止法制定
二十五周年記念講演集

婦人の性

―その歴史と私たちの役割―

厚生省社会局生活課

はじめに

昭和三十一年五月に売春防止法が制定されて、今年で二十五年になる。

売春防止施策の一翼を担う婦人保護事業も、また二十五年の歴史を刻んだ。

売春防止法の制定は、国家としての売春否定宣言であり、我国の婦人問題の一つの時代を画したわけであるが、この四分の一世紀の間における社会情勢の変化は、逆に売春形態の多様化・潜在化をもたらし、婦人保護事業についても、要保護女子の把握の困難性が増すなど、売春防止対策としての保護更生の基本的役割に関しての諸課題が、多面的に噴出してきている。

こうした状況の中で、もう一度売春防止法の原点にたち返ってみる必要があるという関係者の意見を踏まえ、今年度の全国婦人相談員研究協議会は、全国婦人保護施設長研究協議会と合同のもとに、去る五月二十六・二十七日の二日間にわたり、目黒区の国民年金中央会館こまばエミナースで開催し、売春防止法の歴史的意義についての認識を深め、新しい時代の売春防止施策としての婦人保護事業のあり方を議論した。

研究協議会における、記念講演・シンポジウムはこうした議論の出発点とすべく企画したものであるが、この講演内容が広く事業関係者に周知され、今後の婦人保護事業の一層の充実と売春防止施策の進展に資することを期して、この冊子をまとめた次第である。

なお、この記念講演・シンポジウムの実現及びこの冊子の発行にあたって、東京都福祉局児童部母子福祉課の絶大なる協力を得たことを特記し、感謝の意を表したい。

昭和五十六年十一月

厚生省社会局生活課

記念講演

人権を考える

元津田塾大学学長　藤田たき

▼売春防止法制定の思い出

皆様、おめでとうございます。ことに、きょう、表彰をお受けになった方々、おめでとうございます。おめでとうございますと申し上げる前に、本当に御苦労さま、御苦労さまと何度申し上げても足りないくらいだと思っております。結局私は、これさえ申し上げればもう何も申し上げなくたっていいのではないかしら。人権については、ことに売春問題については、皆さんはオーソリティ、権威者でいらっしゃいますので、私は何も申し上げることはないはずなのです。ただいま御紹介いただきましたように労働省婦人少年局長をいたしておりましたが、その婦人少年局でもっていささか売春問題について働かせていただいたのは、一九五一年から五五年までなのです。いまから三十年近くも前のことなのです。当時の古い新聞に、この間ちょっと見てみましたところが、私が婦人少年局を去るに及んで一番心残りなのは、売春防止法がまだものになっていないことだなどと、非常に殊勝そうなことを言ったのですけども、しかしまた、当時それを申しました心に別に偽りがあったわけではありませんけれども、その後、国連のことだとか津田塾大学のことだとか、それにすっかりかまけてしまっておりまして、大事な売春問題についてはほとんど全く忘れていたというのが実情なのです。全く無縁になっていたような次第でまことに申しわけなく思っております。

今度、はからずもこの会でお話をすることになっていろいろのことを思い出してまいりました。婦人少年局は売春防止法、それの提出の準備のためにいろいろ調査したり研究したりするお仕事を仰せつかっていたのです。皆さんも御承知の社会党の副委員長をしていらっしゃる田中寿美子さんが婦人課長で、私と一緒に一生懸命に……、私と一緒にというよりは、あの方が本当に一生懸命になって奔走してくださったのです。前に、全く無縁になったようだと申しましたけれども、でもいま思い出すことはたくさんございます。終戦後の苦しい時代でした。一人の中年の上品な女性が婦人少年局に私を訪ねてまいりました。いまもありありと思い浮かべますけれども、この人は私に申しました。「昔は夫人、今人夫。」昔は何々夫人だったのです、その方は。ところが、いまは人夫。この人は当時のいわゆるニコヨンというものとして、街の清掃を一生懸命やっておりましてほこりだらけになっておった。戦争ですべてを失って、売春婦となる一歩手前で立ち直って、ニコヨンとして働き始めたわけなのです。

また、ある日、婦人少年局の人たち七、八人で、私たちは横浜のいわゆる赤線区域というものを視察に行ったことがございます。一人の売春婦は二人の子持ち女でした。そしてその婦人の語るところによれば、彼女は毎日、その子を預けてある別の家に毎日必ず一度は出かけて、しかも亡くなった夫の位牌の前に線香をあげてくるというのです。そんな話を私たちは聞かさ

れました。悲しい話でした。

▼二つの新聞記事

五月二十一日、きょうは二十六日ですからつい先日の朝日新聞に、「売春防止法成立して二十五年」という記事が出ておりました。千葉の館山にある婦人保護長期収容コロニーである「かにた婦人の村」に、終（つい）のすみかを得たという六十歳のMさんという人の記事が出ておりました。お読みになっただろうと思います。そのMさんが言っておりますのには、父の死とともに家がつぶれてしまって、パン屋さんをやっていたのですがつぶれてしまって悲惨な貧乏生活が始まった。芸者屋に売られ、病気をうつされ、自暴自棄になって台湾へ。ここで海軍の軍人や船員たち相手にすさまじい商売をし、一度帰国するが落ちつく家もなく、からゆきさんになって南洋の島々に。サイパンで終戦を迎え引き揚げてきて、その後、パンパン、オンリー、恋愛もし、自殺未遂も重ね、転々としたあげく、たどりたどってここに来たときには、身も心もぼろぼろになっていた。とうとう彼女はこの「かにた婦人の村」に安住の地を得て、そこが終（つい）のすみかとなったわけです。「かにた婦人の村」施設長をしておられる深津さんという方が次のように言っておられます。男性たちはだれも信じなかったが、売春防止法は成立した。ザル法だと言われても、この村ができたのはとにかくあの法律のおかげである。あの法律のプラスの面がここにあらわれている。しかし、売春にかかわる男女双方を罰する両罰主義を法律に盛り込まなければならない問題はまだ済んでいない。そして問われるのは、日本の男たちの倫理観、買春観光、高校生売春、トルコぶろ。春を売るのは自分の娘だったらというところから男たちは出発すべきだと言っておられるのです。まさにそのとおりだと思います。

一昨日、五月二十四日の読売新聞でしたが、編集委員をしていらっしゃる金森トシエさんが次のように書いていられました。古典的な売春は影を薄くし、トルコぶろ、秘密クラブ、観光買春、あるいは主婦や少女の売春がきわめて多様化し、しかも性の解放、フリーセックスは、それが現代の売春を見えにくくしている、という言葉を使っていられます。日本のかつての家族制度、法律は、女には非常に厳しく、貞操を守らなかったならば、そういうときに男の人には性のはけ口として売春を公然と許したのですが、そしてあれは男のかい性だなどとまで言ったのですが、もってのほかのことであると思います。言語道断です。しかしまた一方、女性側においてもこの重大な人権無視に対して不感症になっている点も多分にあるのではないでしょうか。金森さんのその記事にありました、売る側にも買う側にも人権の見落としというものがある。まず女性は人権について考えてくれと叫ぶべきだということを書いていられますが、私もまことに同感でございます。

▼売買春問題

これはずっと前に見たのですけれども、あるフィリッピンの女の人が申しました。買春観光というものをどうして日本の奥さんたちが許しているのだろう。奥さんたちだって知らないはずはないというのですね。みずからの人権というもののじゅうりんを許し、その上、他国の貧困に泣く途上国の女性の人権というものをあれほどあけっぱなしにじゅうりんするということは、何としても阻止されねばなりません。皆さん方は、買春観光ということよりもっと地味な日本のすみずみで起こっている売春問題について、一生懸命に真剣にとりくむ努力を重ねていらっしゃるのでございますが、そういった問題にも目を向けて、日本が買春観光という恥ずかしい名前を与えられないようにとお願いをさらにしたいと思います。

ともあれこの売春防止法というものは、市川房枝さん、また超党派で走り回ったところのその他の婦人議員、矯風会の久布白落実さん、サルベーションアーミーの方々、それから、皆々様、皆様方お一人りのおかげで、ザル法とのそしりは受けましたけれども、とにかく昭和三十一年五月二十四日に公布されたのです。それは私の婦人少年局長辞任後一年たってからでござ

いました。遠い昔の話です。しかし、まだ今日の現状を見ますときに、売春の現況、巣窟と言われる、たとえばトルコぶろの追放を求めての参議院議員の婦人議員を中心とするところの公衆浴場法の一部改正法律案は、過去五回にわたって廃案の運命を繰り返しております。残念なことです。

売春問題について多く語ることはないといいながら、ずいぶん長い間かれこれと申しましたが、私の演題は人権について考えるということでございます。それで、残されたところの時間、私は売春問題を忘れずに、それを避けることはなしに今日の世界における人権一般、国際的にとらえられておるところの婦人の人権についてしばらくお話しし、その後、残された時間で二、三のお話をしたいと思っております。

▼婦人参政権の獲得

私の長い、しかしながら永遠の歴史からみれば、とても短かい八十余年の歴史、私はいま八十二歳ですから、八十余年の歴史からみまして、三つのエポック・メイキング・イベンツ、私にとって時代を画するところの出来事が三つございます。

第一は、いまから三十五年前の婦人参政権の獲得です。私はあえて三十五年前、敗戦の年ということは言わないで、参政権獲得の時代と申しました。マッカーサー元帥はフィリッピンから日本に向かう飛行機の上で、日本に着いたらまず日本の女性に参政権を与えよう。なぜならば、アメリカにおいて参政権を婦人に与えたことはアメリカの民主化に大いに役立ったのだからと言われたそうです。私たち日本の女性は、こうしてきのうまでの敵国アメリカから参政権を与えられようとしておりました。しかし、このマッカーサーの至上命令をポッダム宣言などにおいて察知したところのときの幣原内閣は、マッカーサー司令部の「選挙権付与による日本婦人解放令」というものが出される前に、閣議をもって婦人参政権を決定したのです。十月九日、司令部に堀内内務大臣が呼ばれて行きましたときに、堀内大臣は、その件につきましてはすでに閣議決定をいたしましたと答えることができたわけなのです。尾崎咢堂さんという人がいらっしゃいましたね。あの方が、

わが願いかないはすれど　外国(とつくに)の
力によるぞ恨みなりける

と言ったのです。それは実際ではありましたけれども、形式の上においてはそれを免れたのです。だけれども、その前にあったところの日本の婦人の婦人参政権への運動というものが、大きくものをいったこともまた事実であるわけです。

私たちは、あの昭和二十一年四月十日、初めて一票の権利を行使した日を忘れることはできないと思います。私はあの日、桜の花吹雪を浴びながら、美しい土手を通って武蔵野小平の投票所に一票の行使へと参りました。参政の権利、これほど私たち女性にとってありがたい権利というものはないわけです。終戦前の日本女性は一票の権利もなく、たとえば妻の座などというもの、決して決して夫婦平等ではなかったのです。妻は自分自身が持ってきた財産の管理さえすることが法律によって許されていなかったのです。妻の不義、浮気というものは、その相手の人とともに処罰され、姦通罪が成り立つのですが、夫の浮気は全く野放しだったのです。

私は津田で長い間教えておりましたし、その教えている間に、戦争前も戦争中も、先輩の先生方と一緒に津田塾専門学校というものを津田塾大学にするために一生懸命努力したのです。学問のレベルを高めることにも、図書館の本をたくさん買い求めることにも、りっぱな先生を集めることにも、そして文部省に大学への昇格ということを何度願い出たかわかりませんけれども、「女はうちにくどくどとして働くものなれば、ばかなるは女の賢きなり」というその線で、絶対に許されませんでした。選挙となれば、女がほとんどだったのですから、専任の教職員の中で一票を投じに行くことができる人は、当時小使いさんと呼ばれた人一人だったのです。その日さんという人が投票に行くとき、私たちは大いに激励して、りっぱに投票していらっしゃいよと言うことしかできなかったのです。

戦争中に慰安婦という名で兵隊さんの性の処理、セックス処理のために売春婦を戦地にまで派遣したのでしたね。終戦直後、日本政府は、最初に着手したことの一つに占領軍の対策として、国家的緊急施設の一端として駐留軍慰安の売春婦を募集いたしました。ここにいられる五十代、六十代の方は御存じでございますけれども、若い方は事実としてそれを目撃なさったことはございませんでしょう。そうした悲しい状態であったのです。だがそれも無理からぬことと思われたのです。敗戦のみじめさの一つとして黙ってしのばねばならなかったのです。

ザル法と言われながらも売春防止法ができたのは、全く一票の権利のおかげだと思います。一票の権利を持つ婦人有権者の存在、婦人有権者に支えられたところの婦人議員たちの、そして皆様方の努力によるものであったのです。もし女性に一票の権利がなかったならば、この程度の防止法といえども決して日の目を見なかったのだと思います。

▼先駆者の努力を忘れずに

日本女性が参政権を得て間もなくのことです。私は富山県の講演会に行って講演をすることになっておったのですが、ああいうときにいつでも当時は、日本人が話をする前に進駐軍の女の士官が大体あいさつをしたものなのです。そこでその女の士官が申しました。皆様方日本の婦人は非常にお幸せです。まくら元に参政権が転がっているのをある朝ふと目をさまして発見なさったと言ったわけなのです。そうしたら、一人の富山の老婦人が立ち上がって怒りまして、「そんなことはありません。私たちだってみんなとても努力したのです。」ことにそのときこの老婦人は、当時進駐軍によって追放されて、アヒルを飼い、ジャガイモをつくって八王子在に住んでいられた市川房枝さんに対して、あの方の御努力が大いにものをいったのだから感謝電報を打ちましょうということになりまして、その大会はまず市川さんへの参政権のための努力に対して感謝電報を打って、それからやっと始まったような状態でございます。この市川さんも先日亡くなられ、本葬が二月二十六日に行われ、きのうは四十八団体婦人団体によるところの追悼会がなされましたし、その前五月十五日には富士霊園に永遠の眠りにつかれたわけでございます。私たちはこの市川さんだけでなく、市川さんの前に、またその後に続いたところの婦人解放のために闘ったパイオニアの人たちの歴史を忘れずに、彼女らのことを語り伝えて、そしてその方たちが参政の権利、そして売春防止法に対する努力もそこから生まれてきたのですが、そういうことを忘れないでいかなくてはならないと思うのです。日本のみではありません。外国の先輩たちがたくさんあるわけです。たとえば英国のサフラジェッツという戦闘的婦人運動者です。この間から新聞でアイルランドでカソリックの人たちの中でハンストをした人が死んだ記事がありましたでしょう。一人まず死んで、あとから二人死んだ。ハンガーストライキを五十日続けて死んだのです。あれは宗教上の争い、また英国に対する争いですが、英国のサフラジェッツ、戦闘的婦人運動者として参政権のために闘ったところの人たちは、文字どおり捕らえられればその人たちみんなが牢に入って、牢獄としては飢え死にされたら大変だというので大変なごちそう——牢獄としては考えられないごちそうを出すのですけれども、それを窓から一生懸命になって歯をくいしばって捨てて、そして婦人運動のために闘ったサフラジェッツという人たちがありましたし、アメリカにおいてはサフラジストですけれども、その人たちはチェーンド・ホア・フリーダム(chained for freedam)、自由のためにつながれてといって、五分でも十分でも長く演説をすることができるために自分の体をそこにあります鉄さくに結びつけて、議事堂の前などで演説をして、捕らえられてまた放たれて、それを続けてブリソン大統領に対して、「いつまで一体私たちはあなたが婦人参政権を実現するのを待たなくてはならないのですか」と。このことはジェイルド・フォア・フリーダム(jailed for freedam)『自由のためにつながれて』という本に詳しく書いてありますが、私どもはそれほどパイオニ

アの人たちが苦労して、そしてそれほど大事であるところの一票の権利というものを、本当にりっぱに使うようにしなければならないし、売春問題の解決のためにもこれは大いに役立つものであってほしいと思います。どうぞ皆様方のまわりにいらっしゃる方々にそういうことをおっしゃっていただきたいと思います。

▼国際婦人年メキシコ世界会議に参加

それから長い年月がたちました。敗戦、婦人参政権獲得から長い年月がたちました。徐々に日本の民主化も進んでまいりましたことも事実でありますが、余りかんばしいものとも言えません。さらに私自身にとりましては車の事故で、十年間も身体障害者になってしまいましたので、またそれから、津田塾大学の学長をそれまでの十一年間いたしておりましたために、売春問題のみならず、いわゆる婦人運動というものから全く離れてしまっておりました。そしてもう八十にも近くなってくるのだからというわけで、全く隠居の生活を始めようといたしておりました。ところが、はからずも一九七五年にメキシコに行くことになってしまったのです。国連によせる世界婦人大会出席のためでした。いまから五年余前のことでございます。国連というものによる世界婦人会議と申しましたけれども、国連というものはなぜそんなに婦人の地位の向上ということを一生懸命やっているのだろうかということは、簡単でございます。ここに持っていますのは国際連合の憲章でございますけれども、その憲章の一番初め、前文には、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の悲惨から未来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と、男女及び大小各国の同権とに関する信念を改めて云々ということが書いてあります。平和のため、また、男女の、大小国家の平等ということが一番初めに掲げてあります。それから第八条にいきますと、たとえばこんなことがあるのです。国際連合はその主要機関及び補助機関に、男女がいかなる地位にも平等の条件で参加する資格があることについて、いかなる制限も設けてはならない。一つの国家が他の国家を圧迫すること。一つの宗教が他の宗教を圧迫することが、それが平和への道でないと同様に、一つのセックス、一つの性が他の性を圧迫することは、それは決して平和への道ではないということが国連の信条であるわけなのです。それですから、国連が一番初めにつくったのは人権宣言でしたね。あのルーズベルト大統領夫人が、もうそのときは大統領夫人ではありませんでしたけれども、委員長となってつくられたのが人権宣言です。私が人権宣言の案文を初めて見た小さなパンフレット、それに書いてあった絵を私は忘れることができません。男の赤ちゃん、女の赤ちゃん、真っ黒な黒人の赤ちゃん、白人の赤ちゃんの絵が出ていまして、人間は生まれながら平等である。生きる権利、学ぶ権利、働く権利等々と書いてあるすばらしい人権の宣言です。人権委員会が案をつくり、国連の総会が通した宣言です。

また、国連には婦人の地位委員会コミッション ンスタイタスオブウーマン (commission status of woman) というものがつくられたのです。そしてその委員会が中心となっていろいろのすばらしいインターナショナル・インストゥルメンツ（国際文書）を次々につくったのです。たとえば、さっきの参政権条約、それから人権規約、人権に対するところの条約です。既婚婦人の国籍問題、国籍が結婚によってなくなってしまうような女性があっては大変です。

▼児童権利宣言

それから、婦人の地位委員会が直接したのではありませんけれども、大いに関係してつくったものは児童権利の宣言であるわけです。この宣言が総会で採択されましたときに、私は政府代表団の一員としてそれに出席いたしまして非常な強い感銘を受けました。児童権利の宣言は、まずその前文で、子供は心身ともに未熟なものであるので、弱いものであるので、特別の保護を必要とするということを述べまして、人類は最善のもの、最高のものを子供に与えなければならないところの義務があるとうたわれている

のです。子供は人種、性、宗教、社会的地位等の差別なく、等しく幸せに生きる権利を保障されるべきである。すなわち健康に発育する権利、国籍を持つ権利、社会保障を受ける権利、家庭的な理解と愛情のうちにはぐくまれる権利、非行青年が適切な保護と指導を受けるところの権利、遊び場とレクリェーションを持つ権利、労働に当たり搾取虐待されぬ権利、教育を受ける権利等々、これは厚生省が非常に関係をお持ちになって非常に努力していられることであります。日本は、まだこの人権宣言が採択される前にすでに児童憲章をつくっていることは、もちろん皆様の御承知のとおりでございます。この日本の憲章が厳重に守られていたら、本当は売春問題など存在しないはずであると思います。日本の現状はどうでしょう。最善のものを果たして与えているでしょうか。本当の意味における最善のものを。そして憲章のいいますとおり人として尊ばれているかどうか、社会の一員として本当に重んぜられているかどうか。ことによい環境を与えられているかということに関しては、「イエス」と力強く言うことができないような気がしてまいります。

先日来日いたしました、あのマリア・テレサは、ついこの間、インド人、ドイツ人等四人の修道女を日本に派遣してこられましたね。中絶やコインロッカーに入れられる日本の赤ん坊を救おうというのだそうです。二十四日のミサでその教会の司教さんが、この施設はいまは世界で一番貧しいものであるけれども、いまに一番温かいところの施設にすると言っておられます。きょう、ここに修道女の方が見えていられるようでございますけれども、とてもありがたい話ですけれども、またとても恥ずかしい話だと、私、ふと思わないではいられません。

日本の子供はよい環境にいるどころか、非行は拡がって、その年代はますます低く、幼くさえなってきているような気がいたします。売春、暴力、麻薬の横行、自殺、大変な環境にいる子供たちが大ぜいいるのです。売春防止法などもう要らない社会となってしまったなどとはとても言うことはできません。金森トシエさんが言われているように、売春が見えにくくなっているのです。婦人相談員の数は全国で約五百人おられるとか伺いましたが、とてもとても……、一人でも少なくなられたら大変だと思います。もっとたくさんになっていただかなければ。それから、施設の数においてもです。

▼世界行動計画

さて、話が少しそれてきましたけれども、このように国連は、先ほどから申し上げましたとおり、すばらしいインターナショナル・インストゥルメント（国際文書）というものをつくりましたが、文書ほどなかなか実際はよくなってこないわけなのです。とても現実においては進まない、だからいまこそアクション、行動のときだというので開かれたのが、一九七五年のメキシコ会議であるわけなのです。メキシコ会議には百三十五カ国から五千人の人が集まりました。モットーは、平和、平等、開発、これこそ私のセカンド・エポック・メィキング・イベント、第二の時代を画するところの事件であったわけです。このメキシコ会議は世界行動計画とメキシコ宣言とをつくりました。世界行動計画、ワールド・プラン・オブ・アクション、これはアクションという言葉が使ってあります。去年のコペンハーゲンの中間年世界会議は、プログラムという言葉が使ってありますので分けて言っているわけですが、世界行動計画とメキシコ宣言をつくりました。これについて長々と申し上げる時間はありませんからごく簡単に、申し上げたいと思います。この世界行動計画は一言で言いますと、現代の婦人問題を網羅して、その解決、その是正を訴えたものであります。男性支配、男性優越、男尊女卑、男を尊び、女を卑しめる、その思想の排撃、さっきも姦通の点のことで申しましたけれども、婦人少年室の三、四年前の調査によって、まだ足入れ婚なんていうのが存在している地方もあるわけなのですね。それから、町村などは女の人や男の人たちに働きに出てきて道路工事を手伝ってくれなんていうようなことがございますが、そういう土方さんのような仕事でございますが、そんなときで

も女は安い。男の人はどんなよぼよぼの年とった人でも高い賃金を与えられる。女の人は二割引きなんていうのです。男は外、女は内で働く。それは結構なことでもありますし、それを望むところの人もたくさんありますけれども、男は外で働いているのだから偉い仕事をしているのだ、女は内で働いているのだから軽い楽な仕事、安くてもいいような仕事をしているのだというような、そういった考え方で、内に働いている仕事というものは無償でされておりますので、外に行ったときもその低いところの考え方が流用されまして女の賃金が低い、女は安い仕事というような、そういう分担はいけないということ。あらゆる政策決定の場に女の人をもっとたくさん出すように。たとえば米価審議会に女の人が一人、二人出ていても、女に関係する大事な食物の問題の解決にはならない。公平な家事の分担、母親の健康、それから衛生、住宅の問題、それから国際協力、世界平和のための、たとえば軍縮なんていう問題は男の人にだけ任せておかないで、女の人がもっと出たらあるいはいいのではないでしょうか。スェーデンのミルダル夫人というのは軍縮会議において華々しい活動をなさってノーベル賞を得た方ですが、ほんの一握りしかそういう人は女の中にはいないわけなのですね。

男尊女卑、女性の人権の無視、こういうことは絶対にいけないということが世界行動計画に書かれており、その世界行動計画に私どもはそれは条約ではありませんけれど賛成の意を表し、一票を投じて帰ってきたわけです。ある日本の婦人記者は、この行動計画は世界の女性にとって福音書であり、宝の山であると申しました。

▼発展途上国への理解を

私はまた一方、このことを忘れられません。メキシコの会議は開かれたその冒頭において、メキシコの当時の大統領、エチェベリアが歓迎の辞を述べ、婦人にも平等をと述べてそこそこにどういうことを言ったかと申しますと、いまや女性に対する差別の時代は去れりと言いまして、差別するということよりも、どんなに向上しても、人間の大半が人種差別、植民地主義などによって虐げられてはだめだ。全人類の七〇%を占める開発途上国、第三世界が世界の富の三〇%しか享受できないような、そういったことであっては平等というものはあり得ない。発展途上国の飢え、貧困、早死にの克服こそ急務だとエチェベリア大統領は言ったのです。これこそ大統領得意の諸国家の権利義務憲章の理論でしたが、無理もないのです。情熱の国、太陽の国、踊りの国などというような明るいメキシコでございますけれども、メキシコはまた悲しい、光の国でなくて陰(かげ)の国でもあるわけです。メキシコ市の日本の大使館のある高級住宅などのすばらしいものはありますけれども、市内の中心地に林立する高層ビルのコンクリートの谷間でさえ、そこに子供を抱えたこじき同様の女がりんごを二つ三つ置き、キャラメルのような箱を一つ置いて物を売っているわけなのですけれども、そういう人たちは物売りだけではないわけです。夜の街にはその人たちだけでなく、せいぜい十二、三歳としか思われないような女の子が男の人のそでを引いている姿を、私たちさえしばしば見ることができたわけです。貧困というものはまさに売春のための沃土であるわけなのです。確かにこのメキシコ会議は、私にとってもちろんですが、日本の多くの人々に発展途上国にある貧困のきわみにあるところの国々への理解というもの、何とかしなくてはならないという考えを植えつけてくれたと思います。

▼婦人差別撤廃条約の署名

確かにまたこの会議、この行動計画というものは日本にいいことをしてくれました。いまそれを申し上げるところの時間はありませんけれども、婦人問題企画推進本部というものが総理をヘッドとしてつくられ、そこにはそれこそ厚生省を初め、法務省、労働省、すべての次官が本部委員として婦人問題についていろいろと計画をめぐらしていてくださるわけでございます。私ども婦人としては、婦人問題企画推進会議というものがつくられて、そこで推進本部へいろいろと提言などもさせていただいております。

それから、去年デンマークの首都コペンハーゲンで開かれた国連婦人の十年、中間年世界会議です。コペンハーゲンの会議は、世界行動計画をしっかり踏まえて、そしていままで五年間でどういうことを各国はしたか。今後五年間でどういうことをすべきかということを決めたところの会議であります。第一にさっき申し上げました行動プログラムというものをつくり、第二に婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約というものの署名式を華やかに行ったのでありまして、日本の最初の婦人大使、高橋展子さんが日本を代表してその条約に署名をしたわけです。署名したものは批准されるのが当然のことであり、国会においてその批准がなされるべく、条件整備のために各省はいま御奮闘中であります。時間が余りありませんから、一、二の点についてのみ申し上げます。

▼真の男女平等

この行動プログラムでは、冒頭にこういうことを言っているのです。これはいままでよりも女性の権利、女性の人権というものや責任というものの拡がり、拡大が一番初めにうたわれているのです。男女平等というのは何だというのです。平等とは参政の権利とか労働の権利等々、法制上の権利だけでなくて、男性とともに開発、世界社会の進歩、開発に女の人が男の人と同等に参加する権利と責任ということであるといっているのです。これが大事なのです。もちろんそのかわりその開発の実り、果実、収穫も男の人と同じように女の人は得なければならないというわけです。開発の等しき受益ということをうたっているのです。これまでのように、農業に例をとれば、たとえばせっかく近代化の技術ですばらしい農村のための機械ができたって、婦人用としては全く重すぎたり精巧すぎたりして、女性にそれを使用するところの、また訓練も与えられないままにそれを使用されたりすれば、かえってその開発のおかげで女性が大量に職場を失ってしまうという結果が起こるというのです。開発途上国なんかでそういうことがとても起こるわけなのです。

手押しポンプというのが、昔、あった。あれが七万円で、ある開発途上国でつくられるということを聞いて、それはいい。婦人団体なんかで七万円一台送るのなんか何でもないなんて思ったりしたのです。確かにそうです。それが必要でもありますけれども、それが正しく輸入されたり、正しい訓練が与えられたり、正しい行政指導がないときに、いままで女の人が頭の上に水を乗せて運ぶことが仕事だった地域において手押しポンプが大量に与えられたがために、婦人がいままでの水くみの仕事から完全にシャットアウトされて、ために売春婦が激増したという報告が、ある国からあったわけなのです。そんなことがあり得るわけですから、開発のための発想＝どういうふうなものをする、考え方＝どういうふうにする、計画＝どういうふうに運ぶ、そして実現するというところの、開発から最後までの段階に女性が参加するというところの責任があり権利があるということが強調されたのです。それは私たちの権利の拡がり、義務の拡がりを高らかにうたったものであって、私どもはこのことを頭に置いていろいろな活動に参加することがなければならないと思います。

また、この行動プログラムの歴史的見通しの項には、とてもやっぱり悲しい、エチェベリア大統領が言ったと同じような事実が報告されておりました。現在婦人は世界人口の五〇％を占めている。世界人口の半分を占めている。公的労働の三分の一を占めている。いろいろな家内の労働なんかはもちろんもっとずっとふえるのですけれども、労働者の三分の一は婦人である。そして全世界の労働時間の三分の二は女性が働いている。しかし、女性の所得は十分の一にしかすぎない。世界の資産、財産の点では、女は一％しか所有していない。これは国連の報告として出ているわけです。国連の調査結果として報告されている悲しい統計です。

▼婦人差別撤廃条約の早期批准を

次に、婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約というものは、先ほど申し上げましたが日本は署名したのですね。皆様の御承知

のとおり、新聞でも出ましたから御承知のとおりですけれども、日本は父系血統主義で国籍が決まるわけです。父系血統主義の日本の法律でありますので、お母さんが自分の子供に日本の国籍を与えようと思ってもできないのです。この点に関しましては法務省が非常にいま積極的に考えておられて、この間出ましたところの婦人問題企画推進本部の報告によりましても、その報告を聞きましてもどうやら父母両系主義というものに日本の法律が改正されそうで、その条件整備のためにいま法務省は一生懸命努力されておられるので、日本の婦人の国籍を子供に継がせることもできると思います。いまは両親がそれを望んでも継げないというような状態であるわけです。でも署名したあと批准するためには、国籍問題だけでなくてほかにもたくさんいろいろ問題があるわけです。雇用に関する問題、雇用に関する男女平等、また文部省の関係の、たとえば高等学校における家庭科というものの男女にそれを課するということ。家庭科というものを単に台所で料理をしたり、お裁縫なんていうようなのではなくて、家のマネジメント、社会の大事な家庭というものを守るためには男の子にも必要だという、その家庭科の問題。それから、特に雇用に関しては、こういう働く場所があるというその募集においても、採用においても、昇進においても、訓練においても、退職においても、そういう点、すべて雇用から終わりまで、定年退職まで違っていますから、それを平等にしなければ批准できないのです。一九八五年までにはぜひ批准してほしいのです。

各省における批准のための作業は促進はしておりますが、なお大変でございます。この条約の婦人に対するあらゆる形態における差別撤廃に関するところの条約の第六条には、締約国はあらゆる形態の婦人の売春及び婦人の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む）をとるということがあります。この点について皆様はどう考えていられるのでしょうか。

今日の売春は昔とは全く違って、自由意思に基づいて行われているのだからの一言で見過ごしていいかどうか。その点を考えていただきたいと思います。政府の各省が条約の早期批准を目指して行っている条件整備の作業の中にこの点が含まれているかどうかということを私はつまびらかにいたしておりませんが、その点お考えいただきたいと思います。

▼誰にでもある良い面

長々といろいろ申しましたが、もう少し与えられた時間がありますので、私が方々で好んでときどき話すところの話を二、三申し上げたいと思います。

私が行っておりましたブリンマーというアメリカの大学には、サニー・ジム賞というのがあるのです。太陽のごとく明るいところのジムのごほうびというのがあるのです。私は私が卒業したときの光景を忘れることはできませんが、壇の上に学長が真ん中に座っておる。卒業する学生の中から一人の人が呼ばれて登壇する。その登壇した人は最高のアカデミックスタンダード、学問の上から一番いいわけですね。スマクムラウデというのをもらった人。この人は当時としては非常に珍らしかったヨーロッパに一年留学というところのごほうびをもらう。その次に呼ばれて出てきたのはドロシー・リーという金髪の明るい女の子なのですが、その子は南北戦争のときの敗戦の将軍、リー将軍の末裔に当たる人だったのですが、私たち卒業のクラスは、みんなでもってその人を、一番明るくて、奉仕の念に富んでいて、みんなのために働いてくれるところのすばらしい人だというので選挙して、サニー・ジム賞の候補に挙げたわけなのです。そうすると大学の教授間でもその投票をいたしまして、そのドロシー・リーというのをサニー・ジム賞に選んだわけで、それでその卒業式の場にその人が招じられて壇に上がったのです。そのときにその右の方に座ったところのアカデミックの最高点を受けた人に対するよりも、もっともっとすばらしい拍手がいつまでも続いたのですが、その人はそんな人なのですけれども一番成績の悪い子なのです。やっと卒業できる成績ですけれども、卒業したのだからいいのです。

ブリンマーというのは非常に高い程度の大学ですから。そんな人に対してサニー・ジム賞というのを与えたのです。日本のある詩人が、こう言っています。「どの人にでも何かいいところはあるものだ。人各々にその人でなければ持たないところの景色がある。そのすばらしい景色を見出してあげることが必要なのです。世の中にすっかり絶望してどうにでもなれと思っている人、そういった人にとってそれがどんなにすばらしいものなのかわからないわけなのです」と。

▼よき相談相手になるには

私は私の長い教員生活の中で大失敗したことがあると思うのです。その大失敗というのは、私がブリンマーから帰ってきてすぐに先生になって、とても生意気盛りだったのでしょうね。一人の受け持ちの生徒――そのときは専門学校ですから、生徒ですけれども、生徒が相談に来たのです。とっても深刻な顔をして。それでいろいろ聞いてみますと、私にとっては、もういまは忘れてしまったのですけれども、何でもないことなんです。そのとき私が考えたら、何でもないことなものだから、何、そんなつまらないことをといって笑ってしまったのです。それはもう大失敗なのです。先生失格であるわけなのです。その人はもう二度と私のところへ相談に来ませんでした。その人にとってはそれがどんなに重大な問題であったかわからないのです。皆さん方はたくさんそういう方々にお会いになると思うのです。

これは私が学長をやめるちょっと一、二年前のことだったのです。そのころはもう大分年もとってましたし、学長というのは余り教えませんから学生のことは余り知らないんですけれども、ある日、廊下を私が歩いていましたら、向こうから、いまでも名前も覚えていますけれど、その子が何だか歩いて来る姿がとっても憂うつそうに見えるのです。私はふとその足をとめて、「ちょっとあなた、どうかしたの」と言ったのですね。それからその子は私のところに何度も何度も相談に来て、とうとうりっぱに卒業して、いまでは有意義な仕事をしているわけなのです。

私は前のは教師失格であり、後の方はまあまあ及第したのだと思うのです。

昔、私、ある高校を視察に行ったことがあるのです。そのとき一人の校長先生が門の近くに立っていらして、入ってくる生徒ひとりひとりに、「おはよう」ということを言っていらっしゃるわけなのです。なかなかできないことですよね、何でもないようで、毎日は。私がその方に、あなた、どうして……、大変でしょう、あんなことをなさるのは。毎日なさるのですかなんて言ったら、ああしていると生徒がわかってくるんだと。非行に走ってしまってからではだめだけれど、何となく生徒のことがわかってきて、心配した相手というものが本当に心配に値する人間だったということがわかってくるから毎朝しているのだということをおっしゃったのです。

▼引込思案の日本人

アメリカのハイウェイ（高速道路）で一つの車が何か事故が起こってとまってしまったのです。そうしますと、後の車がとまりまして、そう混んだところではなかったらしいですけれど五つ六つの車からいろいろな人が出てきたというのです。一人の人は何か毛布のようなものを持っている。一人の人は小さい消火器のようなものを持っている。一人の人は小旗みたいなものを持っている。何かかにか持って出てきているというのです。日本の人の車もとまって三人ぐらいの人が出てきたというのです。その人たちは何があるのかと見に来ただけで、全くのやじ馬のようだったと自分たちが非常に反省されたというのです。これは花森安治さんの話した話なのですけれども、私たち日本人はそういう気持ちもあります上に遠慮するというところがあって、聞いたら悪いだろうかとか、手を出したら悪いだろうかということをちゅうちょすることがあるのですけれども、そこは私、ちゅうちょしなくていいのだと自分でも反省しております。

▼八時の電話

国連に私が行っておりましたときに、国連関係の人がよく集まるところで、一人の労働組合の指導者であるところの女の人によく会ったのです。その人は、五、六度の会議のときに、いつでも夜の八時になると出て行くのです。私はある日のこと、どうしていつでも八時ごろになるとちょっと出ていらっしゃるのですかと、いらんことですけど聞いたことがあるのです。そうしたらその人が言うのには、私は外で忙しく働いているものだから、何も私のアパートに住んでいる人たちにいろいろなサービスができないというのです。自分は何もできないで、皆さんのお世話になる。それで考えたのだけれど、一つのことだけすることができる。自分のアパートに一人の老婦人が住んでおって、余り手足の自由のきかない人だと。その人に私は毎日、どこにいても、アメリカの遠いところにいても、毎晩八時になると電話をかけることにしている。電話をかけて「ハウ・ドゥ・ユー・ドゥ」(How do yau do)と言ってあげれば、そのおばあさんは安心して眠っていくというのです。「八時の電話」と私はその人のことをいつも言って、何かにも書いたことがあるのですけれどもね。

▼新しいお酒は新しい皮袋で

それから最後に、これは前にも話をお聞きになった方もあるのですけれども、ノエル・ベーカーという人の話をいたします。ノエル・ベーカーという方は広島にまた来られるということは前の新聞に出ておりましたけれども、もう老年の方です。ノーベル平和賞をもらった方です。英国のシャドウ内閣、シャドウ・キャビネット、英国では陰の内閣というのがあるのです。陰の内閣というのはどういうのかというと、いまのように保守党が内閣を持っておりますでしょう。そうすると、労働党の方で、自分たちだったらこういう場合にどういうことをするだろう、自分たちのところに政権が回ってきたときはどうするだろうというところの準備研究ということをしょっちゅうやっているわけなのです。私はそれはずいぶんすばらしいと思いますよ。サッチャーさんなんかだって、労働党が天下をとっていたときなんかはあんなことをしていられたかと思いますが、このノエル・ベーカーは長い間シャドウ内閣の閣員の一人であったのですけれど、その方が日本に何度も何度もいらっしゃる。日本に前にいらしたときに私は、この方とNHKのテレビでもって対談したことがあるのです。その対談をいたしましたときに、ノエル・ベーカーはこんな話をしてくれたのです。

これは一つのお芝居です。ステージの上に年とった兵隊と若い兵隊、老兵と新しい兵隊とが会話をしているところなのです。老兵の方は古いことを何度も繰り返して言うわけなのです。そうすると新兵が、その古い伍長殿に対して言うのです、「伍長、そんなこと、言われたって、時代は変わるものです。あなたのおじいさんなんかきっと奴隷制度なんていうものはいつまでも続くと思っていらしたでしょう。だけどいまは奴隷制度なんかなくなってしまった。あなたのおじいさんは、馬はいつまでもいつまでも農業なんかでも働くし、馬車だの何だのでもって多く使われるものだと思っていらしたでしょう。だけどいまは特別のパレードのときなんかでないと、馬なんかはロンドンだってなかなか見られやしません。そういうふうに変わってくるものですから、そんな古いことばかり言っていてはだめです。いつまでもいつまでもこれは続くなんて言っていたら大間違いです」と新兵が言うのです。ノエル・ベーカーはその新兵側なのですね。新しいお酒というものは新しい皮袋に入れられなければ皮袋の方が破れてしまうわけなのですね。私たちは新しい時代に住んでいるのだから、いつまでもいつまでもこれはこうであらねばならない、こうだったのだからこうだろうと考えないで、新しい時代に即してしなければならないことをしなくてはならないということを、私たちは守らなければ、そこに進歩はないということを言ったわけなのですね。

これで私の話を終わりたいと思います。

シンポジウム

「婦人の性－その歴史と私たちの役割－」から

シンポジウムは山崎朋子氏、紀平悌子氏、井田恵子氏の順で講演が行われた。今回は紙面の都合で講演内容のみを紹介します。

女性の性の歴史

女性史研究家　山崎朋子

▼時代の変遷で変わる「性」

私、こういう席は慣れませんので、初め声がよく出ないんです。どうも人様のお話を聞くということは、二〇年来少しなれたのですが、お話申し上げるのは至って苦手でございます。

ただ私は、女性史の立場から、女性の性の歴史のアウトラインを、〈売春〉という問題をひとつの軸としてお話ししたいと思います。その前に、私たちは、今日の社会にありますもろもろの価値観をずっと昔からあった、将来も変わることの決してない不変なものだということ、言葉をかえて言いますと、人間の本質に根ざしたものだというように考えがちでございます。例えば衣食住なんて申しますが、そうした生活の習慣やしきたりについて、あるいは社会の仕組みについて、漠然とはしていても、これは昔からあったものだから変わりようがないと、どうも思い込んでいるような気がいたします。

私考えますのに、性という問題も、そういう前提の中の一つの強力な柱ではなかろうかと思われるんです。例えばよく言われております言葉に、「売春は、人類の歴史が始まると同時にあった」というような言葉がありますけれど、最近いくつか出るようになりました未開民族の報告書なんていうのを見ましても、売春のそもそもの成立要因である性衝動が日常的に起こるようになりましたのは、人類の文明がかなり発達してからだということがわかるわけでございます。

文明と言いますと、火や道具が生まれたり、農耕社会が誕生したりした以降を指しますが、それまでは人間も動物と同じように、性衝動が起きる季節とか条件がかなり限られていたらしいという報告書に接するわけです。

つまり人類という一つの動物の種族を、他の動物と同じように、種族保存のためにのみ、純粋な本能としての性がかってあったんだということを申し上げておきたいと思います。

言葉をかえますと、今日行われておりまして、私どもがこれは本能だと言っております性は、実は文明社会の産物で、決して性本能の発露そのものであると、歴史的にそうであるということは言えないんじゃないかということです。

という前提をまず置きますと、性は、それぞれの文明社会、つまり時代によって形づくられ

てきたものであると言えるわけです。となると、社会の発展によって、時代の移り変わりによって、性もまたつくり変えることが可能だということを、まずよく認識しておきたいと思います。

▼母権社会の「性」

今日は「婦人の性―その歴史と役割り」という大変大きなテーマですけれども、性が社会の移り変わりとともにどういうふうに変わってきたのか、それを時間も限りがございますので、売春の発生と、ごく簡単な推移に限ってお話をしてみたいと思います。

「原始、女性は太陽であった」というのは、かの平塚らいてう先生の言葉ではありますが、原始時代、私ども人類は、非常に多くの地域で母権社会というようなものを形づくっておりました。母権とは何か、非常にややこしい話になりますが、ごく簡単に申しますと、財産とか、子孫の継承が母方を通して行われた社会とお考えいただいてよいと思うんです。

なぜそういうことが行われていたのかと言いますと、これにもいろいろややこしい理屈がございますけれども、女は成人しても自分の生れた場所を移ることなく通ってくる男のたれかれに身をまかせておりまして、子供が生まれましても、その父がだれであるかは、母のみしか知らなかったという時代に、母系の社会というものが存在したわけです。

つまり母権社会では、女は一人の男とのみ性交渉を持つということは考えられないばかりか、むしろ罪悪であるとすら考えられていたわけです。そしてこの女が持ちます性の力というのは、月に一度血を流しますあの月経を含めて、非常に神聖なものと考えられておりました。今日その月経というものが、何か汚れというふうになりましたのは、古代社会ができてからのことで、月に一度血を流すという女の性の力が大変に重んじられていた昔々があったのです。

それだからこそ、卑弥呼のような女王が国の政(まつりごと)を行うという最高の権力者として存在していたということになります。

▼父権社会への移行

ところがだんだんと人間の生活を守るために、牧畜とか農耕が発達して参りますにつれ、私どもが私有の財産を持つようになり、その私有の財産を増やすために、略奪、戦争というものが起こるようになって、初めて社会の主導権が、女の手から男の手に移っていきました。これが母権社会から父権社会への移行ということになります。

この母権の社会から、父親が権力を持つ社会への移行として現れましたのに、エピソードとして面白いので申し上げておきたいと思うのですが、一つには初夜権というものがございます。これはどういうふうなものかと申しますと、村の代表者が、未婚の娘の処女を奪うという初夜権が、日本ばかりでなく諸外国に、いろいろ呼び方は違いますけれども存在したわけです。

あるいはまた祭りというもの、例えば古代バビロニアのすべての女の人は、お祭りの時はビーナスの神殿に身を横たえて、見知らぬ人や異国の男たちに身をまかせた。進んで身をまかせたという記録が残っているわけです。これはどういうことかと言いますと、決して女がみだらであったということではありません。母権社会の時代に、女が一人の男に身をまかせるということは、非常に反自然的な行為で、神様に対する冒瀆であったのですが、それが父権社会に入りましても、神の怒りをなだめるために、一時的な性の解放、女の主導権に基づく性の解放を、形としては初夜権なり祭りというものとして必要としたということです。

母権から父権への移行というのが、ギリシャからローマなど、西の牧畜社会では、非常に急激に進みますが、わが国の場合は農耕社会でございまして、それがとても緩やかに、しかも私に言わせれば、不徹底に進んだのです。

従って日本の古代社会では、万葉集などを見ましても、母権の名残りがかなり残っているように思います。これは高群逸枝さんによりますと、招請婚の時代ということで、女が自分の家から離れることなく婿を迎え入れるという形で家族が営まれており、財産も親から男と同様に

分けてもらい、子供を自分の家で育てたという時代があっわけです。

ですから皆さんが万葉集をお読みになる時に、非常におおらかな、女が生き生きとした恋の歌を歌っているのにお気づきでしょうが、これはやはり日本の古代社会に男女平等の性愛が豊かに行われていた何よりのあかしではないかと思うわけです。

つまり日本の古代社会では、女が生活上の労働と財産と、そして暮らしの自主的な権利をまだきちんと持っておりましたがために、女が自分の性を自主的に行使することができた。それを万葉集にうたい上げていると考えてよろしいと思います。

ところが『源氏物語』でご存じの平安時代に入りますと、これは名前は〈平安〉ですけれども、決して平安な時代ではございませんでした。奴隷制に基づく貴族社会ですが、一握りの貴族が豪華な生活をするという陰には、たくさんの庶民が食べることができなくて、流浪しなければならない生活があったのです。全国的にどろぼうとか海賊とか災害が相次ぎまして、平安時代どころか、非常に不安な時代でございます。

こんな時代なのですが、『源氏物語』のような作品が生れたことを以て女の才能が開花した時代として、女が非常に力があった時代のように受け取られがちです。しかし、女性史の目で『源氏物語』を読んでみますと、性の自由というものが、やはり男にとっての自由で、経済的な力を失った女は、若さと美貌と何がしかの才能がある時だけの、しかも受け身の性愛でしかなかったと言えるのです。

▼「売春」の起こり

このように母権社会の衰退を迎えた平安時代の中期以降になって、はじめて〈売春〉を職業とする女性が登場いたします。母権社会が父権社会に移行したその時に、売春を職業とする女が登場したというのは、私どもにとって極めて重要なことではないかと思います。

それにかぶさりまして、仏教が中国から伝来し、仏教が国教化したということも挙げなければなりません。なぜかと申しますと、日本の最初の売春婦というのが、神社で歌舞音曲をもって、神様に仕える神遊びをする巫子、そういう人たちが仏教が隆盛になるにつれ、少しづつ仕事を失い墜落して遊芸人となり、歌舞音曲を売って全国を流浪するようになり、それと共に性をも売るようになった——これが日本の売春婦のそもそもであった。名前は遊女、あそびめと呼ばれております。この時代には、売春婦は、今風に言えば放浪売春婦と申しましょうか、全国を流れ歩いていたわけです。

これが鎌倉時代に入りますと、売春婦が体を売るという〈場所〉が登場いたします。これには母権社会の名残りが残っています。先ほど女が嫁に行かないで婿を取って結婚をするということを申しましたが、その婿取りの時代に盛んに行われておりました異人歓待、よその人を歓待する、遠来の客をもてなすために、その村の長者の妻や娘がもてなしとして夜とぎに出たという風習が、売春婦の性を売る場所を長者の館にしたという格好で、母権制の名残りが、売春婦が登場いたしましても、鎌倉時代には見られるわけです。これは言ってみれば、場所だけは一定したが、任意に売春をしていたと言ってよろしいと思うんです。

▼公娼の発足

そうした任意な売春が、やがて強制売春、今日の言葉で言えば、公娼に変わっていきましたのは、源頼朝の時代であると思います。これはちょっとしたきっかけがありました。物忌みをする祭り事の日に、売春婦がいろいろな場所に押しかけて体を売り、金をねだる。そうしますと昔は、祭日というのは、非常に神聖な儀式の日でございまして、その物忌みの儀式が乱されて困るということで、源頼朝が、そういう遊び女たちの別当を設けて、遊女の登録をし、取り締まりを行ったということでございます。街道の要所要所にこういう遊女屋をつくりまして、いわば公娼というものがここで初めて登場するのでございます。

でも女性史にとって非常に面白いのは、その

ように公娼が登場いたしましても、その遊女屋の長者、親方は女であったということで、今とはずいぶん事情が異なっているのでございます。

こうした売春婦ですけれども、室町時代の末期、これは母系制の社会がどんどん父系制に移行してしまいまして、婿を取っていたのが、嫁入りするという時代に変わりました。この時になって、ようやく幕府が傾城局という役所を設けて、遊女に鑑札を与え、そして一人につき年一五貫文の税金を課しました。つまり売春婦・売春宿というものが、営業者としての社会的な地位をここで得たということです。

そういう公娼が集まって一つの集落をなして売春を行うようになったのは、もう少し後の秀吉の大阪城入りの時でございまして、この時に土地の繁栄策として、傾城町をあちこちに公認し、家康の時代に至って、全国二五カ所に遊郭を設定し、政策として大いに公娼の発達に当たったということです。

江戸時代の公娼がいかに悲惨なものであったかということは、皆さんご存じだと思います。これがようやく近代に入って、明治維新の後、一八七二年に娼妓解放令という有名な法律が出ましたけれども、形のみであったということも皆さんはご存じですし、キリスト教関係者や文明開化の運動に携わった人、あるいは自由民権家たちが廃娼運動を行いまして、一九〇〇年に売春契約無効の判決も出たのですが、やはり私娼・公娼ともに非常に数が多かったということです。そしてようやく「売春防止法」が誕生したのは、それから半世紀以上も経ってからのことです。しかし、いみじくもこの法律の〈売春〉の〈売〉の大字が意味しているように、その本来の歴史的な性格である〈買春〉を取り締まらず、ひいては、〈売春〉を人類の本能とし社会的産物と考えて、社会の変革を考える方向に向わないために、〈売・買春〉は今日、大手を振ってまかり通っています。

現代は、トルコぶろという形を変えての公娼、それからまた主婦売春、少女売春そして外国からの逆輸入された「からゆきさん」などが登場いたしまして、売春が非常に多様化していることは、皆さんご承知のことだと思います。

▼「売る春」ではなく「買う春」である

私、もっとお話しするつもりでしたが、時間がなく非常に雑駁に女性史の立場から、売春というものの発生を軸として性の歴史をお話ししてみました。そして言えることは、売春というものが、女性の社会的な地位と非常に密接な関係があるということでございます。すなわち女性の社会的な地位が低下した、母権社会から父権社会への移行につれて、売春を職業とする女性が現れてきたということを指摘いたしました。

また言葉をかえて言いますと、女性が生産の第一線から退けられ、財産も生産手段も、母親の系統を通って伝えられていたものが、父系・父方に統一され、女の力が弱くなった時に、女性が性の自主権を失って、肉体を売り、ひさぐようになったということです。

つまり売春とは、生活上のあらゆる権力を握った男性が、女性を性的に自由に支配しようとした時に誕生したものでありまして、以来、女の肉体というのは、男の肉体と異なって、金銭や物によって置きかえることができる性的な対象物として扱われて、今日に至っているということでございます。

従って売春という言葉を申しますと、すぐ私どもは「売る春」というあの二文字が浮かびますけれども、女性史の立場からこのようにお話しいたしますと、本質的にはむしろ「買う春」という言葉を使わなければ、歴史的に正確ではないのではないかということが、私の最も言いたいことでございます。

現代社会におきましては、こうした性に対する価値観が、非常に広く一般に支配的になったために、特定の売春を業とする女性ばかりでなく、主婦であれ、高校生・中学生であれ、ＯＬであれ、女である限り、すべて男にとっては性的に値段がつけられる存在である、性的な対象物である。もっと直截な言葉を使いますと、性的な奴隷であるという現実が、今日白日の下に、私どもの前に露呈されているということです。「性の解放」なんていう言葉は、この性の現実

をながめてみます時に、絵に描いたもちにすぎないのではないかというのが、私の結論でございます。

どうも失礼しました。

売春防止法制定のころ

日本婦人有権者同盟会長　紀平悌子

▼売春防止法の意義

山崎さんのお話に聞きほれて、まだまだ続けて伺いたいような気持ちでございますが、お時間の関係で、残念だと思っております。

実はきょうは、私、皆様にまず、本当に日夜御苦労さまでございますということを申し上げたい気持ちでいっぱいでございます。

さて、昭和二十九年婦人議員の手で「売春等処罰法案」が衆議院に提出されます。政府提案を待ってはおられないとの超党派婦人議員の院内活動の結晶でございましたが、一九国会で審議未了、二〇国会では継続審議となったものの、流産の憂き目に遭うわけでございます。第二十二国会で神近案と言われておりました売春等処罰法案、堤ツルヨ案から二年後のことでございますが、この案が衆議院の法務委員会で廃案にされます時、神近市子さんが立たれまして、「この不幸な私たちの法案の最後に際して」と前置きされて、女性の人権をないがしろにする男性議員――特に自由党・民主党議員を攻撃する大変印象に残る演説をなすったのを覚えております。

このの ち婦人議員提案の勢いと世論に押され、今日の売春防止法が、政府提案で昭和三十一年に成立するわけですが、成立の当時から「ざる法」と言われ、十分な保護更生の対策がなく、法そのものも基本的に問題がありながら、今日までほとんど手がつけられずに来ているということに、今日、現場のみなさまのご苦労の原因があるのではないでしょうか。

また、今の男性偏向の社会と政治の中で、今もかわらぬこの婦人の人権問題について、いつも予算も出し渋られるという傾向があること。これも皆様の御苦労の種でございましょう。

ただ辛うじていえることは、政府提案で漸く成立しました売春防止法というものは、意味があったのだということです。いくたびもくり返しこんなものはない方がよかったのか。不備であっても、あった方がよかったのだろうか考えてきましたが、今、私は、不備であっても、売防法というものが成立したこと自身に意義があるというふうに思っている一人でございます。

売春法の成立そのものに意義があったと申しますのは、もちろん婦人運動の立場からでございます。昭和二十年十二月十七日に婦人参政権

を得まして、投票する権利と投票される権利を女性は享受したわけでございますが、売防法の成立は、参政権獲得の生けるしるしでした。婦人に参政権がなかったら、売春防止法の成立は尚十年はおくれたでしょう。婦人議員と院外の婦人運動が一体となり、婦人の人権問題として真向からとらえ、売春は「悪」であると世界に宣言したことに価値があります。

当時、売春等処罰法案提出から売防法の制定まで努力をなさいました生き証人の方々が、次々とこの世から去られております。お名前を落とすと大変恐縮だと思いますが、例えば宮城タマヨさん、赤松常子さん、紅露みつさん、戸叶里子さん、特に市川房枝さん、この売防法成立当時の本当の生き証人であった方々からのお話をここでまともに伺えないということは、私、大変残念だと思いますし、また残された私どもの世代の者の責任も痛感するわけでございます。

今、山崎さんのお話の中で、私なるほどと思いましたのは、母権社会から父権社会へと移行した時に、この売春問題が一つの社会問題となってくるということでございますが、実は、戦後この売防法が成立したというのは、日本の男性が戦争で負けて、男性が大きなダメージを受けていた時です。そして女性は参政権を得て、これから私達も何かをしていくんだという一つの意欲に燃えていた。その時代だったからこそ、この時期に売防法が成立したのではないでしょうか。

▼市川先生と売春禁止運動

皆様ご案内のとおりでございますが、昭和二十七年に勅令九号が国内立法化されました。そして地方条例もできたのですが、肝心の売春そのものの禁止がないまま、赤線地帯で行われる人身売買や歩合制度による搾取はひどいものでございました。女性の地位は、戦後法律制度上、昭和二十年から三十年の間にめざましく整備され、法的には男女平等の立場が確保されたように思われますが、食べるに米なく、働くに職ない社会で、売春は最大の婦人問題でありました。

昭和二十三年の第二国会でございましたが、政府案で売春処罰法案が出されておりますが、法制対策の裏づけがないということで、これは廃案になっております。

それから昭和二十八年三月の第一五国会でございますが、先ほどお名前を挙げました宮城タマヨ先生が中心となられ、伊藤修さんとご一緒に売春等処罰法案を参議院に出されますが、衆議院の解散によって、審議未了に遭っております。

売春対策が法的に必要だということがわかっていても、低迷を続けた時代でございました。婦人が参政権を得て、初めてこの法律ができたということをさっき触れましたが、もう一つ言わせていただければ、私の生涯の先生であった市川房枝先生のことが売防法と切っても切れない存在として頭をよぎりますが、二十八年の参院選に理想選挙で当選された直後、売春禁止法制定の運動というものは、一つの大きなエンジンを得たように思います。

私は、市川先生の秘書として、売春禁止法制定運動の裏舞台を、昭和二十八年から三十一年の成立までの五年間、目のあたりに見せて頂きました。

昭和二十八年の十一月八日でございましたが、衆参婦人議員団が超党派で結成されまして、この世話人は市川先生だったわけですが、衆参婦人議員団は結成直後、関係各省の大臣に対して売春禁止の促進申し入れをいたしております。そして赤線・青線と言われました地区の実態調査なども行って、法案の作成準備にとりかかるわけでございます。

二十八年の十二月二日でございましたが、犬養法務大臣が、第一九国会に法案を提出するということを、婦人議員の追及にあって、約束なさるわけなんですが、翌年の一月二十二日、ようやく売春問題対策協議会の設定要綱というものが決まります。ようやく政府の手によって、売春禁止法の提出の糸口がつくわけでございますが、この内閣に置かれた協議会の歩みが非常におそくて、犬養さんは、第一九国会の提出は無理であるというふうなことを途中から言い出されます。

当時、ご存じの造船疑獄がございまして、それに対する指揮権発動が災いいたしまして、犬養さんが法務大臣をお辞めになってしまい、問題は振り出しに戻ってきてしまうわけです。そこで衆参の婦人議員団が、これは政府の手には任せておけない。自分たちが婦人議員として国会に籍を置く以上は、超党派でこの法律を議員提案でするべきだという考えを持つわけでございます。

▼両罰規定の売春等処罰法案

ここで出されましたのが、さきに申しあげた堤ツルヨ案と言われる売春等処罰法案、この処罰法の内容を申し上げますと、「風紀紊乱を防ぐ、婦人の基本的人権の擁護、社会秩序の維持」、この三つを法制定の目的にうたっております。特にご記憶いただきたいのは、売春を悪としたこと、そして単純売春を処罰の対象としております　第三条では、売春をした者またはその相手方となったものは五、〇〇〇円以下の罰金または拘留もしくは科料に処すると。それから常習売春の過重、それから売春のあっせん者等の処罰、場所の提供とございますが、特徴としましては、単純売春を処罰の対象とし、かつ両罰制度にしているところであります。

これはいろいろな問題のあることではございましょうけれども、最初の婦人議員案というものは、売ったもの、買ったものの両罰制であり、単純売春を罰するという二本立てであったということでございます。この法案は、不幸にして第一九国会では審議未了となり、第二〇国会で引き続き審議されましたが、廃案となります。

この売春等処罰法案を制定しようと、婦人議員の院内活動はもちろんでございますが、院外の婦人運動、それから宗教者団体による運動、あるいは市民団体の協力、この声は日に日に高まってくるわけでございます。そして院の内外の声の高まったその折も折、松元荘事件というのが、二十九年の八月二十五日に発生いたします。今で言う少女売春でございます。今の少女売春が自らの意思で行う少女もいるそうでございますが、当時は、全くのところ業者が、利権を獲得するため女子高校生を提供したという非常に忌まわしい事件でございました。

この事件を、朝日新聞が重視して、他誌も追いかけ世論が盛り上がります。そして売春禁止法を是非という世論の高まりの中で、第二二国会を迎えるわけでございます。

昭和三十年の六月十日でございますが、いわゆる神近案と言われる第二回目の売春等処罰法案が提出されます。この内容は、先ほど申し上げました堤ツルヨ案と内容的にはほとんど同じでございます。ただその提出の過程におきまして、男性をこらしめようというわけで、「いわゆるお妾さんも対象としたらどうか」とか、あるいは「業者の征伐をするために、業者の罰則をもっと重くすべきだ」という強烈な意見も出ます。それほどみんなは怒っていたわけです。けれども、それは全体のバランスから言って、少し無理があるということなので、堤ツルヨ案とほとんど同じような案が提出されるわけでございます。

▼男性議員も提案者に

ちなみに申し上げますと、売防法の作成それから促進というものは、この時点までは、ほとんど婦人議員だけで進められております。ところが第二回目の売春等処罰法案の提出の時期になりますと、少し作戦が変わることになります。これは本当は男の問題でもあり、女の問題だけではないということで、男性の議員を仲間に引き入れる努力が猛然とされます。当時、自由党・民主党が与党でございますが、この両党の男性議員を、この法案提出の提案者及び賛成者として大勢の方を引き込むという運動の方向に変わってまいります。

ですから第二二国会で提案されました提案者の特徴は、まず超党派であるということ、それまで男性は革新系の議員しか入っていなかったのが、今度は、当時の社会党は右、左社とわかれていましたが、右社から六、左社が四、小会派が一、民主党が三、自由党が五という一九名を提案者として、賛成者には、民主党二二、自由党七、右社二五、左社二五、小会派九の八八

名という大量の賛成者をとります。男性の方が多いという提案・賛成者の形で法案提出となります。

成立の見透しについては、法務委員会では、あと四、五名の賛成者が、民主・自由両党の委員から得られれば、処罰法案が通るという計算になりました。しかし七月十九日の法務委員会では、はじめにふれましたが神近さんが、「私たちの法案への弔辞」を述べられ、葬り去られてしまうわけです。

ここでこの案に賛成者となり、あるいは提案者の中に加わった男性の、この売春問題への姿勢がはっきり出てくるわけでございます。世論に押されて提案者・賛成者になりますが、本音は違うわけです。そして自由党は、党議で反対を決めます。民主党は、自由採択ということにして、議員さん一人一人の自由な投票でいいということにしていながら、実際の投票間近には、やはり党でそれを規制いたしまして、反対ということではっきりします。これこそ本当に裏切り行為でございます。そしてその当時の国会の廊下では、「民主党がこういうふうになってしまった、自民党のだれだれが寝返った」ということで、婦人団体それから婦人議員さんともども、怒りの声をぶつけ合うという風景が展開します。

このときの男の議員さん達の法務委員会での態度は、実に不思議なことがございますが、（これは院内規則で言えばどういうことになるかと思いますが）賛成者でありながら、反対投票をするという男性議員が出てくるわけです。当時、「婦人展望」にその売春禁止の運動を克明に書いたものです。市川先生、私もお手伝いいたしまして、刻々の情勢をレポートするわけなのですが、そこに賛成者であって反対に回った議員の名前を告発しようというところまで怒ったものです。そしてそれを天下に公表して、新聞に書いてもらおうと。実際、私、それを昨日出して見ましたが、だれが賛成者で反対に回ったかというところまでは突き詰めてございません。ある程度中庸のところで記事になっているんだと思いますが、一方市川先生自らの原稿で、本会議における賛成者、本会議における反対者については、克明に全員のお名前が載っているわけでございます。

私どもは、こういうことはよく覚えていなければいけないと思いますが、そういう記録あるいは記憶は薄れてしまうわけで、この辺が私どもの社会や政治参加の時の認識の問題だと思います。

▼葬られた売春処罰法案

この法案は、婦人議員の（悪い言葉で言えば）ごり押しで進みます。神近処罰法案がその国会で通るのではないかということで、新聞が書き立てます。多分通るだろう、通そうという意気込みが院の内外に燃えます。しかしなぜ否決になったかということを今考えますと、男性議員の意識問題もありますが、やはりこれは政治と金の問題でもございます。

その後政府の売防法が三十一年に成立後、三十三年売防法が完全実施に至る間に、実施延期をねらっていわゆる売春汚職というものが発生いたします。それに関連した五〇人ぐらいの名前が上がりますが、そのうち二人の男性議員だけが、議員の職を失うことになります。その他の方々はほとんど売春業者からお金をもらっていながら生き延びて、今日に至っておられます。はじめから、売春禁止法をめぐり、お金が裏で動いていたわけです。神近案否決のこの七月十九日の衆議院の法務委員会の室の外の廊下で、私自身耳にした話でございます。秘書というのは職責上、廊下トンビもいたしますので、いろいろな話を集めては、市川房枝先生に報告をするわけです。廊下では売春業者のささやきの中で、何々議員には何々万円贈った、だれそれにはこれだけつかませておいたから大丈夫じゃないかというふうな声があからさまに聞こえるわけでございます。

神近市子さんが法務委員会の討論に立たれて、今廊下でその話を聞いたということを言われますと、「事実無根だ！懲罰するぞ！」とドラ声がとびかいます。嵐のような七月十九日の法務委員会の中での婦人議員案の否決でございまし

た。法務委員会では傍聴人が多いので間に合わないということで、衆議院の予算委員会を使います。二階も下もぎっしり、しかも下は業者で、二階はこの制定を促進する婦人団体等で埋まります。私の役割はと言えば、その傍聴券をいかにたくさん私どものグループに取ってくるかという役割りで、この辺のところで廊下を走りながら、いろいろな情報を集めて、そして私どもの闘いを有利にする努力……、私のささやかな悲しい努力でございましたが、そんなことの中から運動というものを学んだわけでございます。悲しいことに、直接的にはワイロでこの法案は否決されたのだと、私は思っております。

そのことは、後の売春汚職の現れた時にはっきりしてくるわけですが、当時は、そういうことを言うことは、名誉棄損だということで、返り討ちに遭うというふうな状況でございました。

▼否決をした理由

ここで否決されまして、また七月二十一日本会議でも附帯決議付きで否決されてしまうわけですが、民主党が自由投票としながら、あと党議で反対ということに縛ったために、その言いわけをしなければならないことになります。そして八月中旬にパンフレット一万部を刷りまして、その中でなぜ反対したかということが、明快と言いますか、むしろ不明快に書かれております。反対の理由が三つかかれています。売春は道徳悪・社会悪ではあるが、詐欺や窃盗と同じに直ちに刑法上の犯罪とは認められないと。それが一であります。

二は、今回の婦人議員たちの売春等処罰法案は、考え方の根本がわれわれと違うので、（これは男性議員と違うのでと言いかえた方がいいと思いますが）修正不可能である。つまり彼らは売春そのものは処罰しないとの考え方をとっているわけです。

三つめは、転落女性を国家の愛の力で救ってやり、売春婦に陥る危険がある女性を未然に救出し、就職させるための処置が必要だからといい、それが不十分だからだめだといっています。

この三つが、婦人議員提案を否決した民主党の言いわけでございました。ところがこの否決に際して、付帯決議がつきます。これは、政府は速やかに売春を未然に防ぐための法律を次の国会に出せというものです。これは当時は、いわゆる政党政治がいくらか機能していたかと思われますが、この国会における付帯決議が、政府の中で生きることになります。ただいまはお役所の方がなかなか強くて、国会議員の提案というものが、非常に数少なくなっておりますが、その当時は、まだそれが生きたということを、昨日、私、資料を読みまして発見をいたしました。

今申し上げた三つの点、民主党のなぜ反対したかという考え方が、今ある売春防止法の骨子でございます。これは申し上げなくても、おわかりだと思います。単純売春は処罰の対象としない。それからここには書いてございませんが、男性は罰しないということです。買った方は対象としていないのですから。それから保護・更生の対策が不十分であるということ。この三つは、売防法として、今日まで流れていると思います。

とにかくも二十八年以来、婦人議員提出の処罰法案というものが、二度三度、憂き目に遭ったことが、政府がやむなく売防法を提出するというてことになり、昭和三十一年、現在の売防法が成立するわけでございます。

▼売春防止法の根本的な見直しを

今、私がお話しいたしましたその制定当時のさまざまな動向の中に、今、売春問題の基本問題として悩んでいる部分が既にあったのだということをお感じいただいたと思います。やはり現在の売春防止法は、まず男性の考え方によるということがはっきりしています。それから本質的には、男性は、このことにあまり熱心ではない。そのことは今も昔も変わっていないということでございます。予算はないのではなくて、予算をつける努力をしないわけです。

今日的売春問題というのは、先ほど山崎さんもおっしゃいましたような、いろいろな様相の

変化はございますけれども、やはりこの世の中に生きる力の弱い女性、その女性の性の問題に絡む人権問題であることには変わりはないわけでございます。状態は変わろうと、底に流れているものは同じでございます。

現在、売防法に関する保護・更生に関する予算が、今年はやっとついたけれども、来年は危ないというふうなお話も聞いております。すでにその事業の対象となる状態が変わってきてしまったので、その予算は切ってしまえというふうな話すらあったというふうに伺っております。とんでもないことだと思います。

ちょうど二五年前、これは一昔と言うにはあまりにも長い期間でございますが、二五年前の日本の社会情勢の中での貧乏、政治の腐敗、平和の問題等々、その中で婦人問題が非常に低調だったという事実を、今にうつして考えてみます。世相はきわめて似ていますが、それだからこそ売春問題への予算をもっとつけ、法律改正も必要でありますが、きめの細かい施策が必要だと思います。

現在ある施策の中で一番役に立っているのは、やはり個々のきめの細かい不幸な女の方たちに対する対策で、第一線はやはり婦人相談員の働きだというものだと思います。むしろ今の数では少ない、もっとふやしていくというくらいの姿勢がないと、売春問題の実質的な解決はないでしょう。それにこの問題解決には教育的な要素が必要でございますので、ただ罰則とか、あるいはただ予算をつけたいということでは済まない。新しい対策というものが必要であるし、私たちは、二十五周年に際し、売防法の根本的な見直しを婦人議員も、婦人団体も、そして一人一人の婦人も考えていくという時に来ているんだと思います。

現代の公娼制トルコ風呂

弁護士　井田恵子

▼公娼制度は生きている

ただいま紀平さんが、売防法制定の過程をつぶさにお話しくださいましたが、この売防法が制定されまして、今年は二十五周年でございます。先ほど山崎さんも、歴史でお話しなさいましたように、戦前の日本は、公娼制度の国でございました。これは、タテマエとしましては連合国の最高司令官の指令によって二十一年二月に廃止になりまして、続いて同年十一月憲法が制定されました。この憲法は、個人の尊厳とか基本的人権の尊重、男女の平等、それから奴隷的拘束の禁止というようなことをうたっているわけで、このような憲法のもとで公娼制度は許されるべきものではございません。そして十年後の昭和三十一年に売防法が制定されました。

ところが、こういう憲法や売防法がありながら、今日の売春の状況は本当に私たちが憂えなければならない、心が痛む状況でございます。売春の恒常化、あるいは潜在化、多様化、いろいろ言われますが、売春をする年齢も、少女売春がふえたり、主婦が売春をするというような状況、また東南アジアや韓国など海外への男性の買春ツアーの問題、それから、廃止されたはずの公娼制度が、現にトルコぶろという形で生きていたり、売防法、憲法の精神は無視されたままの状況でございます。

日本弁護士連合会では、亡くなられた市川房枝さんらが代表をしておられる売春問題ととり組む会から、昭和五十年にこの問題についての申立てを受けました。それは、売防法があるのに今日公娼制度は生きているじゃないか、法律の専門家である弁護士会でトルコぶろ問題を取

むしろ売防法の後退の問題を支えるよりも、積極的に攻撃的に出ることが今の課題だと思っております。

大変時間を過ごしまして申しわけございませんでした。もう少し具体的な部分を申し上げたいところがございますが、後で時間がありましたら補わせていただきます。

り上げてもらいたいというものでございました。それ以来、私たち大変微力でございますけれども、この問題を扱ってまいりまして、昨年（昭和五十五年）十一月二度目の報告書を出した次第でございます。その大まかな結論は、トルコぶろでは売春防止法が最も厳しく処罰している管理売春が行われており、まさに現代版公娼制度である。したがって、これは抜本的に法（公衆浴場法）の改正をしなくちゃいけないということと、それから、それが実現するまでの間はともかくも売防法を徹底的に活用して取り締まれという二点を提言いたしました。

それにかかわってまいりましたものとして、トルコぶろを中心にしながら、今日における売春の実態を少しお話しさせていただきたいと思います。

▼管理売春のトルコぶろ

トルコぶろでの様子、これは男性の週刊誌が次々に紹介してくれております。それによりますと、トルコ嬢はみな楽しみながらもうけているじゃないかという記事ばかりでございます。しかし、それは客である男性の目から見たきわめて皮相的な見方にすぎないというふうに思うわけでございます。トルコで売春が行われているということを今日否定する者はございません。けれども、単にそれは売春というだけじゃなく、売防法が最も重く処罰しているところの管理売春（同法第十二条）であるという点でございます。これは女性に対する不当な人権侵害以外の何物でもございません。このことを私たちはやっぱりしっかりと見詰めたいと思うのでございます。

御承知のように、トルコぶろは売防法の制定機運の盛り上がった二十年代の後半にできましてから――これはもとの赤線業者が、売防法ができるということで転業したわけですが――年々増加して、昭和五十四年末で全国に一、四八六店（同五十五年末にはさらに一、五七五店に増加）あります。その途中で、トルコでは売春が行われている、これは子女の環境に悪い……というようなことで、風俗営業取締法が四十一年に一部改正されます。そして、新設のトルコぶろにつきましては設置場所の制限が行われる。また、これに基づく条例によりまして地域が指定されるわけでございます。そのことが実は非常に売春街の集娼化を招いてしまったと思うのであります。たとえば東京では、現在、新設禁止除外区域になっているところ、たとえば歌舞伎町とか新宿二丁目、また台東区の千束四丁目、これは旧吉原でございますが、いずれも旧赤線地帯でございます。しかも業者はバーだのキャバレーだのと風俗営業を兼業する者がきわめて多い。それから、御承知のように暴力団がきわめて多く関与しているということ。私たちがトルコのメッカと言われる滋賀県大津市雄琴を調べたときも、あの当時（昭和五十五年）、雄琴には四八店ございましたが、そのうちの一〇店が暴力団が直接経営しており、従業員だとか何かの形で入っているところはまだまだ多い状況でした。千葉の栄町なんかも暴力団により汚染されています。したがいまして、トルコぶろを舞台に暴力団による犯罪が跡を絶ちません。銃砲刀剣類の所持等取締法違反、覚醒剤違反、それから通常の犯罪としては暴行、傷害、恐喝、さらには殺人……、非常に生々しい犯罪が起きております。

▼トルコぶろの売春実態

こういう中で、トルコ嬢（年齢は二十代が多い）は、一晩に数人から一〇数名の客をとらされております。しかも業者によって、勤務時間も内容も強く支配されております。一つの事例でございますが、これは五十四年に東京吉原で挙げられた管理売春の検挙事例でございます。これはわずか四カ月あまりの間に十九名のトルコ嬢に延べ三、三七二名の客をとらせている。その中で多い女性は五六七回あるいは四九四回という数に及んでおります。勤務時間も、皆様御承知のように朝番、遅番、あるいは最近は早朝番などという時間帯が加わりまして、その間は外出を禁止する。それから欠勤、遅刻などは厳しく罰せられるという状況でございます。

こういう中でトルコ嬢は客に種々の濃厚な性的なサービスを行うわけです。昭和五十三年以

前はサービスの種類によっていろいろ料金に違いがあったようですが、その後、川崎のトルコ街（堀之内）で行われている方式が全国に広まってきています。これは堀之内方式というようですが、つまりボディ洗いから本番、すなわち売春に至るまでのいろいろのサービスをワンセットにする、お料理で言うならばつまりフルコースでございます。それを業者が、一定の料金を指定して、統一して指示している状況です。東京なら吉原だの新宿だの池袋界隈がそうだと言われます。しかもそのサービス行為こそ業者の商売でございますので、これはもう経営者みずから体を張って教える、あるいは先輩のトルコ嬢に習わせるなどして、直接、間接に指導している状況です。

トルコぶろは御承知のように大変高温多湿な場所でございますが、その中で客一人につき一時間平均サービスをします。これは四十五分のこともあり、場所によって一時間二十分のところもあろうと思いますが、何人もの客を次々ととるわけですから、健康の面での障害も著しくあらわれております。たとえば、トルコ嬢は非常に若いのですが、水分が取れちゃって肌荒れするなんていうのは勿論のこと、神経痛だの肝臓だの胃が痛むだのという症状があらわれるそうです。精神的にも、お金のためとは言え、いろんな客に次々とサービスするわけですから、とても普通の神経ではたまらない。したがって覚醒剤を常用して薬物障害に陥る者が少なくないと報告されております。しかもトルコ嬢の半数以上にはひもがついていて、かせいだお金を吸い上げます。ところが、週刊誌なり男性評論家の一部の人は、「彼女らは好きでやっているのだ」というような意見をよく言います。けれども、これはきわめて無責任な見解ではないかと思うのです。ここにおられる福祉事務所の相談員の方から幾つかの生々しい事件を伺いました。それによりますと、これは本当にきれいごとでは済まされない数々の実態がございます。

皆様はそういう事例を幾つかお扱いだと思いますけれども、トルコぶろの実態を正確に私たちが把握する意味で一例を御紹介させていただくならば、二十三歳の高校卒の女性ですけれども、恵まれた家庭で育ちながら高校時代に友人に誘われて深夜喫茶に出入りするうちに、次第に男にだまされたりして、十九歳のときにトルコぶろに世話をされます。そして上野とか池袋、川崎、千葉などのトルコ街を転々とする。月収は一〇〇万にもなるのですけれども、そのかせぎに目をつけた暴力団員の男がひもになりまして、かせぎが少ないと明方まで木刀で殴る。それからトルコ嬢が非常につらくなって、夜遅くまで働くので覚醒剤を常用するようになるわけですが、シャブ代は一カ月に、五万円にも及んだというようなことでございます。やがて幻覚だの幻聴におびえて、車で自宅の両親のもとに乗りつけ、「殺される」などと言ってわめいたり、放火をしかけるまでになった。そうして、結局なんの下着の着がえもないような状態、最後には一銭の所持金もないような状態で相談員のところにきたそうです。身体は極度に衰弱、妊娠の中絶は七回にも及んでいた。そして相談員の方にこう言ったそうです。「私のトルコでのかせぎは、みんな男たちが背広や新車にかえてしまった。残されたのは、トルコで覚えたシャブの味と中毒になってしまった私の体だけ」と。

これと同じような幾つかの事例を、伺いまして、トルコ嬢はなかなか届け出てこないけれども、一体そのような悲惨な状況にある人がどれだけあるのであろう、言ってみればこれは氷山の一角にすぎないのではないかと、その裾野の広さを思い、そこで働かされている女性の苦しみというものを思わずにはいられないわけでございます。

▼トルコぶろと資金等の提供

このようにしてトルコ嬢が働きまして最も利益を得るのはだれか。言うまでもなく業者であります。業者は「入浴料金」の名前で収入を得るほか、トルコ嬢が得たサービス料金の中から何らかの名目でお金を返させているようなところがまだ少なくありません。五十四年六月に売防法の違反で検挙された雄琴のある店では、入

浴料は一時間一万円です。売春料金は二万円。このほかに必らず客になにがしかの名目でお金を払わてせいたということでございまして、店側の収入を推定しますと、仮に一〇人のトルコ嬢がいて、トルコ嬢の一人が一〇人の客を取ったとしますと、店は一晩に一三〇万もうけることになります。一カ月三〇日働くならば三、九〇〇万と、莫大なもうけでございます。トルコぶろというところは莫大な建設資金をかけていますが、私たちが調べた雄琴でも、何億というお金をかけており、それをほんの三、四年で返済するという高い収益でございます。

また、トルコぶろにまつわる関連企業（建設業者とか製薬会社とか）が莫大な利益を得ている。トルコぶろ業者あるいはトルコぶろの所有者にお金を貸すのは多く金融業者でございます。実は売春業者にお金を貸したり、土地や建物を貸し付けるということは、売防法がちゃんと禁止しています。しかも厳罰をもって禁止してます（十三条）。ところが、金融業者についてはほとんど検挙されていません。これは、一体どうしたことでしょうか。業者の巧みな裏面工作は腹立たしいばかりでございます。私たちの調査中にも多額の脱税事件が発生し、その法廷傍聴では政治献金の事実が明るみになっております。また、企業はまるでゴルフのように招待券を発行して、トルコぶろに得意先の客を呼び寄せるというような状態でございます。海外における買春ツアーが問題になっておりますけれども、全く根は同じでございます。

▼トルコぶろの廃止に向けて

以上、セックス産業の花形と言われるトルコぶろの実態を問題にいたしましたけれども、一体これから私たちはこれに対してどのように取り組んでいかなければならないでしょうか。すでに山崎さんあるいは紀平さんが要点にお触れになりましたので、ダブるところもございますが、簡単に申し上げますならば、まずトルコに関しては、このような管理売春業を公衆浴場法の中で、銭湯などと同じように営業許可をしているという、この行政上の重大な問題を、どうしても抜本的に問題にしなければいけないと思うのでございます。単に「取り締まれ」ということでは不十分だし、かつ危険な方向ではないかと思います。警察官の立ち入権限を強化するというようなことは、きわめて人権侵害を招くおそれがあります。取り締まるということはなかなか徹底して行われがたい状況です。集娼地域を公認するということは、かつての売春は必要悪である、あるいは良家の子女の防波堤だ、という考え方に基づいている男性の考え方でございます。そこでは人権を侵害されている女性の立場を全く無視した考え方と思われます。

差別徹廃条約の六条では、締約国はあらゆる形態の婦人の売買及び婦人の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置を、立法を含めてとれと言っているわけでございます。わが国はこれに署名しました。今度はこの批准に向けて取り組んでいく必要がありますが、管理売春のトルコぶろはこの条項に接触する問題で法改正を必要とすると思われます。

それから、売春全体についてのことでございますが、これは山崎さんもお述べになり、また紀平さんも熱を込めておっしゃったところでございますけれども、売春を悪だと言い、これを三条で禁止しながら、買う方の男性を不問に処している現在の売防法を、男女平等の見地から見直す必要があると思うのでございます。売防法をその見地から一つ一つ見ていきますと、どうも実質的には女性ばかりが「売春婦」として問題にされています。大体「要保護女子」を問題にしながら、「要保護男子」をなぜ問題にしないか。男性は買春をしても痛くもかゆくもなく、女性だけが問題とされるのです。これは男女の経済的立場の違いに基づく保護措置の規定ですが、それならば婦人保護行政をもっと強力に推進させる必要があると同時に、男性の買春行為を問題にしなければいけないと思います。婦人相談員の方こそ、最もよく、苦しんでいる女性の心を聞かせるお役目を担う、地味でありながら本当に大変重要なお仕事を担っているわけでございまして、その御苦労を思うと同時に御活躍を期待してやまない次第でございます。

それから売春は、根本的には女性の労働とか福祉とか教育などにおける女性の状況を、そのまま反映しているものでございまして、その改善なしには決して本当の解決はあり得ないと思うのです。離婚したけれども職につくところがない。やむを得ずトルコぶろに飛び込む……、ということをやっぱりなくさなければいけないのだと思います。それから、トルコぶろに行く男性は、大概結婚しております。奥さんがいる人が行く。奥さん公認というこの問題、考え方。旧態依然たる意識を、やはり女性が打ち破っていかなきゃいけないと思うのです。これは女性の、男女のあり方、夫婦のあり方、やはり人間としての関係のあり方だろうと思うのでございます。私はやはり売春をもう一回、人権問題として、社会問題としてとらえ、かつて売防法制定のときに盛り上がったように、これは男女平等の見地、人権尊重という見地から闘いを組んでいかなければならないのじゃないかというふうに考えております。

ちょっと超過をいたしましたが、大変失礼をいたしました。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

講演者紹介

藤田たき 氏

元津田塾大学学長。一八九八（明治三十八）年十二月二十三日愛知県生まれ。

一九二五（大正十四）年ブリンマー大学卒業、帰国後、津田塾専門学校で教鞭をとり、傍ら婦人選挙権獲得同盟に参加。一九五〇（昭和二十五）年日本婦人有権者同盟副会長、一九五一（昭和二十六）年労働省婦人少年局長に就任、一九六二（昭和三十七）年津田塾大学学長に就任。なお一九六六（昭和四十一）年国連婦人の地位委員会日本政府代表として出席、一九七五（昭和五〇）年メキシコでの国際婦人年世界会議で日本からの代表団主席代表をつとめた。

現在、婦人問題企画推進会議座長、婦人少年問題審議会会長

著書　「わが道――こころの出会い」

山崎朋子 氏

女性史研究家、売春対策審議会委員。一九三二（昭和七）年一月七日長崎県生まれ。

一九七三（昭和四十八）年「サンダカン八番娼館」で大宅壮一ノンフィクション賞受賞、ほかに「火種はみずからの胸中に」等の著書がある。戦前の海外移住売春婦の歴史発掘を中心に、著作活動をされている。

紀平悌子 氏

日本婦人有権者同盟会長。一九二八（昭和三）年二月二日福岡県生まれ。

日本婦人有権者同盟事務局勤務、同事務局副会長を経て一九七二（昭和四十七）年より同会長。

売春防止法制定当時故市川房枝氏の秘書として活躍された。

井田恵子 氏

弁護士、日本弁護士連合会員。一九三一（昭和六）年六月二十一日、北海道生まれ。

一九七五（昭和五〇）年から日本弁護士連合会　人権擁護委員会内の「個室付浴場業対策委員会」委員長として、トルコ風呂廃絶にむけて実態調査を行われている。また同「女性の権利に関する特別委員会」委員長としても活躍中である。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

婦人保護事業功労者厚生大臣表彰式の概要

全国婦人相談員研究協議会及び全国婦人保護施設長研究協議会に先だち、長年にわたり婦人保護事業に従事し、多大な功績をあげた婦人相談員、婦人保護施設関係者等に対し、厚生大臣表彰及び感謝状贈呈式が行われ、大石千八厚生政務次官より、それぞれの受章者代表に対し、表彰状及び感謝状、それに記念品が授与された。

受章者は次のとおり。

厚生大臣表彰受章者

婦人相談員	三六名
婦人保護施設長	五名
婦人保護施設指導員	一二名
計	五三名

厚生大臣感謝状受章者

婦人相談員	二十名
婦人保護施設指導員	三名
婦人保護事業関係団体役員	一名
計	二四名

授与終了後、大石政務次官から祝辞、つづいて受章者代表から謝辞が述べられた。

祝辞及び謝辞は次のとおり。

祝辞

本日ここに、売春防止法制定二十五周年を記念して、婦人保護事業功労者厚生大臣表彰式を挙行することができましたことは、誠に喜びに堪えません。

永年にわたり、婦人保護事業の第一線で要保護女子の保護更生に尽力され、その顕著な功績により栄えある表彰並びに感謝状贈呈を受けられました方々に対しまして、深く敬意を表し心からお祝い申し上げます。

昭和三十一年売春防止法が制定され、婦人保護事業が発足してから二十五年の星霜を重ね、その間ここにお集まりの皆様方には昼夜を問わないご活躍をいただき、おかげをもちまして、人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだす売春の防止という法の大きな目的達成の一翼を担う婦人の保護更生事業が広く社会に定着し、地道ながら今日まで多くの成果を上げてきたことに深い感動を覚えるところであります。

最近の売春問題をめぐる情勢は、一方で国民の性に対する意識の変化、あるいは、家庭基盤の脆弱化により、転落するおそれのある婦人が増加し、一方で売春の多様化・巧妙化・潜在化が進み、特に年少者による売春事犯が多く発生しているという憂慮すべき事態となっており、婦人福祉の面からはもちろんのこと、人権尊重の面からも婦人保護事業の果たす社会的役割はますます重要なものとなっているところであります。

又、一九七五年の国際婦人年を契機として、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が世界的に承認され、我国においても、婦人の地位向上にむけて各種施策が着実に展開されているところでありますが、特に売春防止法は、この条約においてうたわれている「あらゆる形態の婦人の売買及び婦人の売春からの搾取を禁止するための措置」を具現するものとして位置づけがなされており、なお一層、婦人保護事業への社会的期待が高まってくるものと考えているところであります。

こうした現状において、この売春防止法制定二十五周年を契機として、もう一度法の原点に立ちかえり、婦人保護事業の持つ役割と機能を再認識し、真の売春根絶にむけてなお一層の取り組みを行う必要があると認識いたしているところであります。ここにお集りの皆様方はじめ

関係者各位におかれましては、一層ご精進され、婦人の人権を守る国民的運動の先達となっていただくようお願いして私のお祝いの言葉といたします。

昭和五十六年五月二十六日

厚生政務次官　大石千八

謝辞

受賞者を代表いたし、一言御礼のことばを申し上げます。

風薫る五月の今日の佳き日、売防法制定二十五周年記念に際し、只今は村山厚生大臣様より私ども七十七名の者が表彰状ならびに感謝状を拝受いたし、またお心厚いお言葉を頂きまして分にすぎた光栄と深く感謝いたしております。本日のこの受賞につきましても格別なる御配慮によるものと存じ、尚々厚く御礼申し上げる次第でございます。

ふりかえって見ますと、売防法制定以来四半世紀がすぎました。私ども業務に携わって来た者の一員として、任務の重さを肝に銘じて唯一筋に婦人の保護更生に心を傾けて参りました。その間にあって、当時とは比ぶべくもないほど社会情勢も対象とする内容も変化して来ましたが、社会の歪みから生ずる婦人問題は尽きることなく、それに手を添えてまいりました私どもも時に挫折感をいだくなど、陽の当らぬ仕事でございました。しかし、数多くの婦人達が歩みゆく道を見出し、懸命に生きている姿を見てせめてもの慰めとして参りました。そしていつも厚生省をはじめ関係の方々が私どもを励まし力づけて下さった上、この度も非常な御骨折りがあったればこそ、私ども今日のこの喜びの日を迎えることが出来得たと更に更に思いを深くいたしております。

ザル法といわれながらも売防法も満二十五才になりました。日本の女性史の一ページを飾る画期的なこの法律が出来ました当時の感激は、今も忘れることが出来ません。

今は故人となられた方を含めて、多くの先人たちの血と汗、国と国民の心が一つになって出来ましたこの売防法の灯を消すことのない様、今こそ業務に携わる者一同もう一度じっくりと考え、原点を踏まえての仕事をつづけて行かねばならぬと深く思うものでございます。例え、前途にきびしいものがありましても法の存在する限り、私どもはまた明日から初心にかえって婦人の幸福のため、ひいては国や社会の為に役立つべくそれぞれの分野で努力いたしてゆく覚悟でございますので、どうぞ今後とも御見拾てなく御指導御鞭撻とバックアップとを更に深く御願い申し上げる次第でございます。

「灯をかかげて行かん女らに
　伸ぶるこの手の小さけれども」

受賞者代表として、充分に意を盡し得なかった点は深くお詫びいたし、甚だ粗辞でございますが、御礼のことばにかえさせて頂きます。

本当に有難うございました。

昭和五十六年五月二十六日

受賞者代表
茨城県婦人相談員　仁平あさ

厚生大臣　村山達雄様